

調 達 公 告

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和6年 1月 23日

公益財団法人鳥取県天神川流域下水道公社

理事長 田村 満男

1 調達内容

(1) 業務の名称

天神川流域下水道天神浄化センター脱水汚泥処理業務委託 その3

(2) 数量

脱水汚泥 約1,400トン

(3) 業務の仕様

入札説明書による。

(4) 業務の期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(5) 業務の場所

鳥取県東伯郡湯梨浜町はわい長瀬 天神浄化センター

(6) 入札方法

ア 入札は、紙入札による方法で実施する。

イ 入札金額は、消費税及び地方消費税（以下、「消費税額」という。）を含めた金額を記載すること。

なお、この調達は単価契約によるものであり、契約時の契約単価は消費税額は含まない金額とし、請求時に消費税額を加算するものとする。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和3年鳥取県告示第457号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その業種区分が役務の廃棄物処理の「産業廃棄物（収集・運搬）」若しくは「産業廃棄物（処分）」に登録されている者であること。

(3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）に基づく産業廃棄物処分業の許可、若しくは産業廃棄物収集運搬業の許可（産業廃棄物の積込みから積卸しを行う区域を管轄する都道府県知事の許可）を有している者であること。また、許可証の許可範囲に「汚泥」が含まれていること。

(4) この調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(5) この調達の公告日から開札日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(6) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常勤していることが確認できる場合に限る。

(7) 本件入札には、単独入札参加者又は共同入札参加者として参加することができ、入札者の構成等については、入札説明書の6のとおりとする。

3 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

〒682-0722 鳥取県東伯郡湯梨浜町はわい長瀬字高浜 1517 番地

公益財団法人鳥取県天神川流域下水道公社 総務班

電話 0858-35-4423

電子メール tottorigesui@t-tenjin.org

(2) 入札説明書等の交付

ア (1) の場所で、令和 6 年 1 月 23 日（火）から同年 2 月 2 日（金）までの間に公益財団法人鳥取県天神川流域下水道公社ホームページ (<http://www.t-tenjin.org>) から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

イ 交付期間及び交付時間

令和 6 年 1 月 23 日（火）から同年 2 月 2 日（金）までの日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前 9 時から午後 4 時までとする。

ウ 交付場所

(1) に同じ

4 郵便等による入札

不可とする。

5 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日 時

令和 6 年 2 月 14 日（水）午後 2 時 00 分

(2) 場 所

(1) に同じ （天神浄化センター管理棟 2 階小会議室）

6 入札参加者に要求される事項

(1) 本件入札に参加を希望する者は、2 の入札参加資格に適合することを証明する書類を、令和 6 年 2 月 2 日（金）午後 4 時までに郵送又は持参により 3 の (1) の場所に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(2) 入札者は、(1) の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として、入札書に記載した 1 トン当たりの金額に、搬出予定数量を乗じて得た金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。

ただし、共同入札参加者の場合には、各構成員は入札内訳書に記載した単価に基づき契約保証金額を算出し、納付するものとする。この場合において、会計規則第 113 条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第 112 条第 4 項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

8 その他

(1) 入札の無効

2 の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

(2) 契約書作成の要否
要

(3) 落札者の決定方法

この公告に示した業務の内容を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 手続における交渉の有無
無

(5) その他

詳細は、入札説明書による。

入 札 説 明 書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）及び本件公告に定めるもののほか、本件調達に係る入札及び契約に関し、入札者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 業務内容等

（１）業務の名称

天神川流域下水道天神浄化センター脱水汚泥処理業務委託 その３

（２）業務の仕様

天神川流域下水道天神浄化センター脱水汚泥処理業務委託 その３（処分）仕様書（以下「処分仕様書」という。）及び天神川流域下水道天神浄化センター脱水汚泥処理業務委託 その３（収集運搬）仕様書（以下「収集運搬仕様書」という。）のとおり

（３）業務の期間

令和６年４月１日から令和７年３月３１日まで

2 汚泥を搬出する場所

鳥取県東伯郡湯梨浜町はわい長瀬 天神浄化センター

3 対象とする汚泥

脱水汚泥（未消化汚泥。濃縮及び脱水の過程で高分子凝集剤を使用。汚泥成分試験結果は別紙２を参照）

4 汚泥の搬出量

約１，４００トン

5 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

（１）政令第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

（２）令和３年鳥取県告示第４５７号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その業種区分が役務の廃棄物処理の「産業廃棄物（収集・運搬）」若しくは「産業廃棄物（処分）」に登録されている者であること。

（３）廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号。以下「廃棄物処理法」という。）に基づく産業廃棄物処分業の許可、若しくは産業廃棄物収集運搬業の許可（産業廃棄物の積込みから積卸しを行う区域を管轄する都道府県知事の許可）を有している者であること。また、許可証の許可範囲に「汚泥」が含まれていること。

なお、処分業者と収集運搬業者が共同で入札に参加できることとし、その場合は、別に定める「脱水汚泥の処理に関する業務提携要領」によるものとする。

（４）この調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成７年７月１７日付出第１５７号）第３条第１項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

（５）この調達の公告日から開札日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

（６）鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常勤していることが確認できる場合に限る。

6 入札者の構成等

入札者は、次のいずれかの条件を満たすこと。

- (1) 廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処分業の許可及び産業廃棄物収集運搬業の許可を受けた単独の業者
- (2) 廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処分業の許可を受けた業者（以下「処分業者」とい。）と産業廃棄物収集運搬業の許可を受けた業者（以下「収集運搬業者」という。）により構成される共同入札参加者とし、次の要件を満たすこと。
 - ア 収集運搬業者は、鳥取県内に本店を有する者であること。
 - イ 処分業者を代表者とし、代表者が落札者決定までの手続を行い、全ての責任を負うこと。
 - ウ 指定の様式により、入札者の構成員を明らかにすること。
 - エ 入札参加確認を受けた後に、入札者の構成員を変更することは認めない。
 - オ 入札者の構成員は、他の入札者の構成員になることはできない。

7 契約する者

鳥取県東伯郡湯梨浜町はわい長瀬字高浜1517番地
公益財団法人鳥取県天神川流域下水道公社
理事長 田村 満男

8 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

〒682-0722 鳥取県東伯郡湯梨浜町はわい長瀬字高浜 1517 番地
公益財団法人鳥取県天神川流域下水道公社 総務班
電話 0858-35-4423
電子メール tottorigesui@t-tenjin.org

(2) 入札説明書等の交付

- ア (1) の場所で、令和6年1月23日（火）から同年2月2日（金）までの間に公益財団法人鳥取県天神川流域下水道公社ホームページ (<http://www.t-tenjin.org>) から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。
- イ 交付期間及び交付時間
令和6年1月23日（火）から同年2月2日（金）までの日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後4時までとする。
- ウ 交付場所
(1) に同じ

9 郵便等による入札 不可とする。

10 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日 時

令和6年2月14日（水）午後2時00分

(2) 場 所

(1) に同じ （天神浄化センター管理棟 2階小会議室）

11 入札に関する問合せの取扱い

(1) 疑義の受付

本件入札に関しての質問は、質問書（様式第3号）を作成し、電子メールにより8の(1)の場所に令和6年1月29日（月）午後4時までに提出することとし、原則として訪問、電話又はファクシミリによる質問は受け付けないものとする。

(2) 疑義に対する回答

(1) の質問については、令和6年1月31日（水）にインターネットのホームページ (<http://www.t-tenjin.org/>) によりまとめて閲覧に供する。

1 2 入札参加者に要求される事項

- (1) 本件入札に参加を希望する者は、1 3 の事前提出資料を作成の上、8 の(1)の場所に令和6年2月2日(金)午後4時までに郵送又は持参により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (2) 入札者は、(1)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (3) 事前提出資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (4) 提出された事前提出資料は返却しない。

また、提出された事前提出資料は、公益財団法人鳥取県天神川流域下水道公社情報公開規程第9条第1項に規定する非開示情報を除き、同規程による公文書の開示の対象とするが、提出した者に無断で当該入札以外の用途に使用することはない。

- (5) 提出期限以降における事前提出資料の差替え及び再提出は認めない。

1 3 事前提出資料

事前提出資料は次のとおりとし、提出部数は各1部とする。

- (1) 入札参加資格確認書(様式1号)
- (2) 本店所在地が鳥取県外である者については、県内事業所に従業員が常勤していることを証するもの
- (3) 共同入札願い(様式2号)
共同入札参加者の場合、「業務名」「構成員」及び収集運搬業者が複数となる場合はその「運搬区間」を記載すること。(脱水汚泥の処理に関する業務提携要領を参照)
- (4) 本件業務を履行することが確認できる次の書類
 - ア 処分業者 廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処分業許可証の写し
 - イ 収集運搬業者 廃棄物処理法に基づく産業廃棄物収集運搬業許可証の写し(産業廃棄物の積み込みから積卸しを行う区域を管轄する都道府県知事の発行した許可証の写し全て)

1 4 資格審査について

- (1) 1 3 により提出のあった書類を審査の上、入札参加資格の有無を確認し、その結果を令和6年2月6日(火)までに通知する。
- (2) (1)の審査により入札参加資格がないと認められた者は、公益財団法人鳥取県天神川流域下水道公社理事長に対し、入札参加資格がないとした理由について、令和6年2月8日(木)までに書面(様式は自由)により説明を求めることができる。
- (3) (2)により説明を求められた場合、公益財団法人鳥取県天神川流域下水道公社理事長は、説明を求めた者に対して令和6年2月13日(火)までに回答する。

1 5 入札条件

- (1) 入札は、紙入札による。
- (2) 入札書の記載方法等については、次のとおりとすること。
 - ア 入札書(様式第4号)は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
 - イ 入札書記載金額(以下「入札見積金額」という。)は、消費税及び地方消費税を含めた金額とし、1トン当たりの処分費及び収集運搬費の合算額とする。
 - ウ 入札見積金額を算出するにあたり、1トン当たりの税抜き金額は十円単位とし、十円未満の端数は認めない。
- (3) 入札に際し、処分業と収集運搬業(構成員が複数となる場合は、構成員ごと)のそれぞれの入札金額を明らかにした内訳書(様式第5号)を入札書に添付し提出すること。
なお、入札書の金額と内訳書が一致しない場合は、当該入札は無効とする。

また、内訳書を提出しない場合又は内訳書の記載内容に不備があつて、必要事項を確認しがたい場合等その内容に妥当性を欠くと認められる場合は、当該入札は無効とする。

- (4) 入札に関する行為を代理人に行わせようとするときは、その委任状（様式第6号）を提出しなければならない。

なお、共同入札参加者として行う者にあつては、それぞれの構成員が作成すること。

- (5) 入札者は、いったん提出した入札書の手換え、引換え又は撤回をすることはできない。

- (6) 再度入札は2回とする（初度入札と併せて3回とする。）。

- (7) 入札者は、政令、会計規則、本件公告、仕様書及びこの入札説明書を熟知の上、入札すること。

- (8) 入札後、本件公告、仕様書、この入札説明書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

16 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

- (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として、入札書に記載した1トン当たりの金額に、搬出予定数量を乗じて得た金額（以下、「年間支払見込額」という。）の100分の10以上の金額を納付しなければならない。

ただし、共同入札参加者の場合には、各構成員は入札内訳書に記載した単価に基づき契約保証金額を算出し、納付するものとする。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

17 入札の無効条件

次に掲げる入札は無効とする。

- (1) 本件公告に示した入札参加資格のない者の入札
(2) 13の書類を提出していない者の入札
(3) 委任状のない代理人の入札
(4) 入札に際し、不正の行為があつた者の入札
(5) 記名押印のない入札書による入札
(6) 入札書の手換え、氏名、印影その他入札に関する要件を欠き、又は重要な文字を誤脱し、若しくは記載事項を確認しがたい入札
(7) 政令、会計規則、本件公告、この入札説明書又はその他入札条件に違反した入札
(8) 令和6年度を業務期間とする他の天神川流域下水道天神浄化センター脱水汚泥処理業務委託を先に落札した者の入札

18 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であつて、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

19 契約書作成の要否

要

20 その他

- (1) 脱水汚泥の汚泥成分試験結果は、別紙2のとおり。

- (2) 契約後、脱水汚泥搬入先自治体へ県外産業廃棄物搬入届を提出する場合があります、搬入開始

時期が遅れることがある。当該届出が受理されない場合は契約解除もあり得ることを承諾の上、入札すること。

- (3) 入札終了後、落札者が免税事業者である場合は、消費税及び地方消費税等に係る免税事業者届出書を提出すること。
- (4) 開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意思がないと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取りやめることがある。
- (5) 本件入札参加資格確認に係る事項及び提出された資料の内容について、後日事実と反することが判明した場合は、契約を解除する場合がある。
- (6) 契約の相手方（以下「受注者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除するときは、受注者は違約金として年間支払見込額の 10 分の 1 に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

また、発注者が、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

- ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 条）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。
 - (ア) 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。
 - (イ) 暴力団員を雇用すること。
 - (ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。
 - (エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。
 - (オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。
 - (カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。
 - (キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

(7) 再委託の禁止

ア 受注者は、発注者の承認を受けないで、再委託をしてはならない。

イ 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、再委託の承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りではない。

(ア) 再委託の契約金額が本件業務に係る委託料の額の 50 パーセントを超える場合

(イ) 再委託する業務に本件業務の中核となる部分が含まれている場合

(8) 業務内容に関する説明会は、開催しない。

- (9) 16 の（2）の契約保証金の免除を希望する落札者は、落札の通知を受けたら直ちに契約保証金免除申請書（様式第 7 号）を 8 の（1）の場所に提出すること。

(様式第1号)

入札参加資格確認書

公益財団法人鳥取県天神川流域下水道公社

理事長 田村 満男 様

業務の名称：天神川流域下水道天神浄化センター脱水汚泥処理業務委託 その3

- 1 当社は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者ではありません。
- 2 当社は、令和3年鳥取県告示第457号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等）に基づく競争入札参加資格を有し、その業種区分が役務の廃棄物処理の「産業廃棄物（収集・運搬）」若しくは「産業廃棄物（処分）」に登録されています。
- 3 当社は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく産業廃棄物収集運搬業又は産業廃棄物処分業の許可証を有しており、その写しは添付のとおりです。
- 4 当社は、この調達の公告日から本書提出日までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていません。
また、この調達の開札日までに指名停止措置を受けた場合には、入札参加資格を無効とされても異議を申し立てません。
- 5 当社は、この調達の公告日から本書提出日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者（競争入札参加資格の再認定の手続を行っている者を除く。）ではありません。
また、この調達の開札日までに各手続開始の申立てを行った場合は、入札参加資格を無効とされても異議を申し立てません。
- 6 当社は、鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有しています。

上記のとおり相違ないことを誓約し、入札への参加を申請します。

令和 年 月 日

住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

⑥

(作成責任者)
所属・職・氏名
電話番号
FAX番号
電子メールアドレス

【作成上の注意】

- ・共同入札参加者として応募する場合は、それぞれの構成員について作成すること。
- ・本店所在地が鳥取県外にある者は、6の県内事業所に従業員が常勤していることを証するものを添付すること。（健康保険、厚生年金被保険者証の写し等）

(様式第2号)

令和 年 月 日

共同入札願い

公益財団法人鳥取県天神川流域下水道公社

理事長 田村 満男 様

(構成員)

処分業者

住 所

名 称

代表者

⑥

収集運搬業者

住 所

名 称

代表者

⑥

運搬区間

～

下記の脱水汚泥処理業務に関し、脱水汚泥の処理に関する業務提携要領第2の規定に基づき脱水汚泥の処分及び収集運搬業務を共同して受託したいので、その構成員等を提出します。

なお、落札者の決定に当たり、共同入札願いを提出した産業廃棄物処分業者と産業廃棄物収集運搬業者を代表し、産業廃棄物処分業者が入札によりそれぞれの入札額を合計した額による入札書を提出します。

記

業務名：天神川流域下水道天神浄化センター脱水汚泥処理業務委託 その3

【作成上の注意】

収集運搬業者が複数となる場合はその「運搬区間」を記載し、構成員全てが記名押印すること。

(様式第3号)

令和 年 月 日

質 問 書

公益財団法人鳥取県天神川流域下水道公社
理事長 田村 満男 様

住 所

氏 名

(法人にあつては名称及び代表者の職・氏名)

担当者部署

担当者氏名

電 話

FAX

電子メール

「天神川流域下水道天神浄化センター脱水污泥処理業務委託 その3」に係る下記事項について質問します。

記

【質問事項1】

【質問事項2】

【質問事項3】

(様式第4号)

入 札 書 (第 回)

公益財団法人鳥取県天神川流域下水道公社
理事長 田村 満男 様

鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）、図面、仕様書、現場等を熟覧の上、次のとおり入札します。

令和 年 月 日

入札者 住 所
商号又は名称
代表者氏名 ⑩

(代理人をして入札を行う場合)
代理人 住 所
氏 名 ⑩

委託業務名	天神川流域下水道天神浄化センター脱水汚泥処理業務委託 その3
委託業務場所	鳥取県東伯郡湯梨浜町はわい長瀬 天神浄化センター
入札金額	金 円／トン (内、消費税及び地方消費税の額 円)

【作成上の注意】

1. 代理人をして入札を行う場合は、入札者欄と併せて代理人欄を記載すること。その際、入札者欄の印影は不要とする。
2. 入札金額の内、処分と収集運搬に係る内訳書を添付すること（入札金額は内訳書の入札金額合計額と一致すること。）。
3. 委任状に使用した印鑑を使用すること。

(様式第5号)

内 訳 書

令和 年 月 日

業務名：天神川流域下水道天神浄化センター脱水污泥処理業務委託 その3

(処分)

入札金額	円／トン
	<u>(内、消費税及び地方消費税の額 円)</u>

見 積 者 住 所

名称又は商号

代 表 者 名

(収集運搬)

入札金額	円／トン
	<u>(内、消費税及び地方消費税の額 円)</u>

見 積 者 住 所

名称又は商号

代 表 者 名

【作成上の注意】

1. 収集運搬業者が複数となる場合は、欄を追加し、それぞれ入札金額及び見積者を記載すること。
2. 内訳書には、それぞれの見積者欄の印影は不要とする。

(様式第6号)

委 任 状

令和 年 月 日

公益財団法人鳥取県天神川流域下水道公社
理事長 田村 満男 様

委 任 者 住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名

⑨

私は、下記の者を代理人と定め、「天神川流域下水道天神浄化センター脱水污泥処理業務委託 その3」に係る入札の一切の権限を委任します。

受 任 者 住 所

氏 名

⑨

(注意) 契約保証金の免除を希望する落札者は、この書類（様式第7号）を落札決定後速やかに提出してください。

(様式第7号)

契約保証金免除申請書

令和 年 月 日

公益財団法人鳥取県天神川流域下水道公社
理事長 田村 満男 様

(申 請 者)
住 所
商号又は名称
役職及び氏名 ⑩

(この申請に係る担当者及び連絡先)
所属・職・氏名
電 話 番 号
ファクシミリ
電子メールアドレス

令和6年1月23日付けで公告のあった下記案件の契約に係る契約保証金について、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第17条の規定により契約保証金の免除を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

業務の名称 天神川流域下水道天神浄化センター脱水汚泥処理業務委託 その3

- 注1 申請者は、案件の契約を行う者（代表者又は代表者から契約の権限の委任を受けた者）とすること。
- 注2 保険会社との間に履行保証保険契約を締結している場合は、当該履行保証保険契約に係る保険証券（写し不可）を添付すること。
- 注3 国、地方公共団体その他の法人との契約に係る実績については、その実績を証するもの（契約書写し等）を添付すること。

脱水汚泥の処理に関する業務提携要領

(目的)

第1 この要領は、天神川流域下水道天神浄化センター（鳥取県東伯郡湯梨浜町はわい長瀬 1517）から発生する脱水汚泥の収集運搬及び処分に関する業務委託契約の締結について、複数の者が共同で入札に参加する場合に必要な事項を定めることにより業務委託を適正に行うことを目的とする。

(入札者の構成)

第2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）に基づく産業廃棄物処分業の許可を受けた業者（以下「処分業者」という。）及び廃棄物処理法に基づく産業廃棄物収集運搬業の許可を受けた業者（以下「収集運搬業者」という。）により構成される複数の者で入札に参加する場合（以下「共同入札参加者」という。）は、別に定める期日までに、「業務名」、「構成員」並びに収集運搬業者が複数となる場合はその「運搬区間」を明らかにしなければならない。

なお、本業務において公益財団法人鳥取県天神川流域下水道公社（以下「公社」という。）との間で行う全ての手続については、共同入札参加者の構成員のうち処分業者が代表者となり行うものとし、各構成員はそれぞれの分担について責任を負うとともに、業務全般についても連帯して責任を負うものとする。

(入札書の提出)

第3 調達公告に定める入札参加者に必要となる条件を具備した者は、処分費及び収集運搬費の合算額を記載した入札書を提出するとともに、処分業と収集運搬業（構成員が複数となる場合は、構成員ごと）に要するそれぞれの入札金額を明らかにした内訳書を入札書に添付して提出するものとする。

なお、入札額は脱水汚泥 1 トン当たりの単価とし、消費税及び地方消費税の額を含めるものとする。

(落札者の決定)

第4 入札参加者のうち、鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号）第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。落札者となり得る同一価格で入札をした者が 2 人以上ある場合には、くじにより落札者を決定するものとする。

なお、入札参加者に必要となる資格を有しない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(契約の締結)

第5 公社は、落札者が共同入札参加者である場合は、各構成員との間で、当該構成員が提出した内訳書に基づき契約を締結するものとする。

天神川流域下水道天神浄化センター脱水汚泥処理業務委託 その3 (収集運搬) 仕様書

(適用範囲)

第1条 本仕様書は、天神川流域下水道天神浄化センター（以下「浄化センター」という。）脱水汚泥処理業務委託 その3（収集運搬）（以下「業務」という。）に適用する。

(目的)

第2条 本仕様書は、業務を適正かつ円滑に履行することを目的とする。

(業務の期間)

第3条 令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

(業務の履行義務)

第4条 受注者は、契約書、本仕様書、下水道維持管理指針（社団法人日本下水道協会発行）及びその他関係図書に基づき、効率的、経済的かつ適正に業務を履行しなければならない。また、受注者は、業務の履行における財政上及び法律上の全ての責任を負うものとする。

(業務の対象となる汚泥)

第5条 業務の対象となる汚泥は、脱水汚泥とする（未消化汚泥について、濃縮及び脱水の過程で高分子凝集剤を使用。なお、汚泥成分試験結果については、別紙2を参照）。

(業務の内容)

第6条 業務の内容は、脱水汚泥の収集運搬業務（浄化センターから処理施設まで）とする。

(汚泥搬出量等)

第7条 汚泥搬出の予定数量は1,400トンとする。また、1回当たり10トン程度とし、頻度は1日当たり1回～2回程度を想定している。

なお、詳細については、発注者との協議により決定するものとする。

(脱水汚泥の収集場所)

第8条 浄化センターの汚泥搬出場所とする。

(業務管理)

第9条 受注者は、業務の公益性を配慮し、いかなる場合でも業務に必要となる体制を確保し、業務に支障を及ぼさないように努めるものとする。

(関係法令の遵守)

第10条 受注者は、業務の履行に当たり、下水道法（昭和33年法律第79号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）及び関係各県産業廃棄物処理等指導要領その他関係法令を遵守し、業務の円滑な進行を図り、誠実かつ完全な履行するとともに、これらの法令等の適用運営については、受注者の負担及び責任において行なわなければならない。

(安全管理)

第11条 受注者は、業務の履行に当たり労働基準法（昭和22年法律第49号）及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他関係法令を遵守し、公衆及び従事する者の安全を図らなければならない。

(緊急事態発生時の処置)

第12条 受注者は、大雨、台風、重大事故等の緊急事態に対応できる体制を確立し、応急処理その他適切な処置が実施できる準備をしておかなければならない。

(収集運搬の変更)

第13条 発注者は、受注者が行う業務が環境上又は安全上適切でないと判断したときは、収集運搬方法の変更を求めることができる。また、受注者はこれに従わなければならない。

(損害賠償及び補償)

第14条 受注者は、浄化センターの施設に対して汚染又は損害を与えた場合には、直ちに発注者に報告し、その指示により、受注者の責任で速やかに原状に復旧しなければならない。

2 受注者は、業務の履行に当たり第三者に損害を与えたときは、その復旧及び賠償等の責任を負わなければならない。

(検収)

第15条 脱水汚泥の積込運搬量については、発注者及び受注者の立会いで検収するものとする。

(故障事故報告)

第16条 受注者は、業務の履行に当たり、故障又は事故等の不測の事態が生じた場合又は生じる恐れがある場合は、速やかに発注者に報告しなければならない。

(脱水汚泥収集運搬業務)

第17条 受注者は、鳥取県内に本店を有し、かつ廃棄物処理法に基づく産業廃棄物収集運搬業の許可を得ていなければならない。

2 受注者は、脱水汚泥の運搬において、適切な臭気対策を行うとともに、運搬経路に脱水汚泥又は脱離液等が脱落あるいは飛散しないよう万全の処置を講じるとともに、交通法規等を遵守して運搬しなければならない。また、万一脱落あるいは飛散した場合は、受注者が全ての責任を負い処理するものとする。

3 脱水汚泥の搬出は、発注者が事前に搬出日時を指定するものとし、受注者はこれに従わなければならない。

4 搬出経路については、原則として浄化センターの北側出入口を使用し、天神川右岸の堤防道路を通行し一般国道9号線へ抜けるルートとすること。（別紙1の搬出経路指定区間）ただし、積雪等により天神川右岸の堤防道路が通行しがたい場合は、この限りではない。

5 受注者は、第6条に規定する業務を、第三者に再委託してはならない。ただし、受注者が、廃棄物処理法の定める再委託基準に従い、事前に発注者に報告（再委託する脱水汚泥の数量等を記載し、再委託する業者の産業廃棄物収集運搬業の許可証の写しを添付）し発注者の許可を受けた上で再委託する場合はこの限りでない。

(浄化センター内の運転)

第18条 浄化センター内の運転については徐行運転とし、アスファルト、コンクリート等を損傷し

ないよう十分注意しなければならない。

(資格を要する業務)

第19条 受注者は、業務の履行に当たり法令等で規定される資格を必要とする業務には、常時資格者を従事させなければならない。

(履行報告)

第20条 受注者は、毎月の委託業務が完了したときは、翌月10日までに業務完了報告書を発注者に提出しなければならない。

(業務完了)

第21条 受注者は、本委託期間における業務が完了した時は、10日以内に業務完了通知書を発注者に提出しなければならない。

(疑義等の解決)

第22条 受注者は、本仕様書等に定める事項について疑義が生じた場合には、発注者と協議の上決定するものとする。

天神川流域下水道天神浄化センター脱水汚泥処理業務委託その3 (処分) 仕様書

(適用範囲)

第1条 本仕様書は、天神川流域下水道天神浄化センター（以下「浄化センター」という。）脱水汚泥処理業務委託 その3（処分）（以下「業務」という。）に適用する。

(目的)

第2条 本仕様書は、業務を適正かつ円滑に履行することを目的とする。

(業務の期間)

第3条 令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

(業務の履行義務)

第4条 受注者は、契約書、本仕様書、下水道維持管理指針（社団法人日本下水道協会発行）及びその他関係図書に基づき、効率的、経済的かつ適正に業務を履行しなければならない。また、受注者は、業務の履行における財政上及び法律上の全ての責任を負うものとする。

(業務の対象となる汚泥)

第5条 業務の対象となる汚泥は、脱水汚泥とする（未消化汚泥について、濃縮及び脱水の過程で高分子凝集剤を使用。なお、汚泥成分試験結果については、別紙2を参照）。

(業務の内容)

第6条 業務の内容は、脱水汚泥の処理業務とする。

(汚泥搬出量等)

第7条 汚泥搬出の予定数量は1,400トンとする。また、1回当たり10トン程度とし、頻度は1日当たり1回～2回程度を想定している。
なお、詳細については、発注者との協議により決定するものとする。

(業務管理)

第8条 受注者は、業務の公益性を配慮し、いかなる場合でも業務に必要となる体制を確保し、業務に支障を及ぼさないように努めるものとする。

(関係法令の遵守)

第9条 受注者は、業務の履行に当たり、下水道法（昭和33年法律第79号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）及び関係各県産業廃棄物処理等指導要領その他関係法令を遵守し、業務の円滑な進行を図り、誠実かつ完全な履行とするとともに、これらの法令等の適用運営については、受注者の負担及び責任において行わなければならない。

(安全管理)

第10条 受注者は、業務の履行に当たり、労働基準法（昭和22年法律第49号）及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他関係法令を遵守し、公衆及び従事する者の安全を図らなければならない。

(検収)

第11条 受注者は、脱水汚泥の処理量について重量指示計を使用して検収するものとする。

(故障事故報告)

第12条 受注者は、業務の履行に当たり、支障となる故障、事故等の不測の事態が生じた場合又は生じる恐れがある場合は、速やかに発注者に報告しなければならない。

(業務実施に当たっての留意事項)

第13条 受注者は、コンポスト化あるいは炭化等の有効利用による方法で脱水汚泥を処分しなければならない。

2 受注者は、鳥取県内に本店、支店又は営業所を有し、かつ監督官庁等の許可を得た産業廃棄物の中間処理施設で当該汚泥の処理を行わなければならない。

3 受注者は、産業廃棄物の中間処理施設の維持管理について、関係法令等を遵守し、脱水汚泥の適正な処分に万全を期さなければならない。

4 受注者は、第6条に規定する業務を第三者に再委託してはならない。ただし、廃棄物処理法の定める再委託基準に従い再委託する場合でかつ発注者が事前に承諾した場合はこの限りでない。

(資格を要する業務)

第14条 受注者は、業務の履行に当たり法令等で規定される資格を必要とする業務には、常時資格者を従事させなければならない。

(履行報告)

第15条 受注者は、毎月の委託業務が完了したときは、翌月10日までに業務完了報告書を発注者に提出しなければならない。

(業務完了)

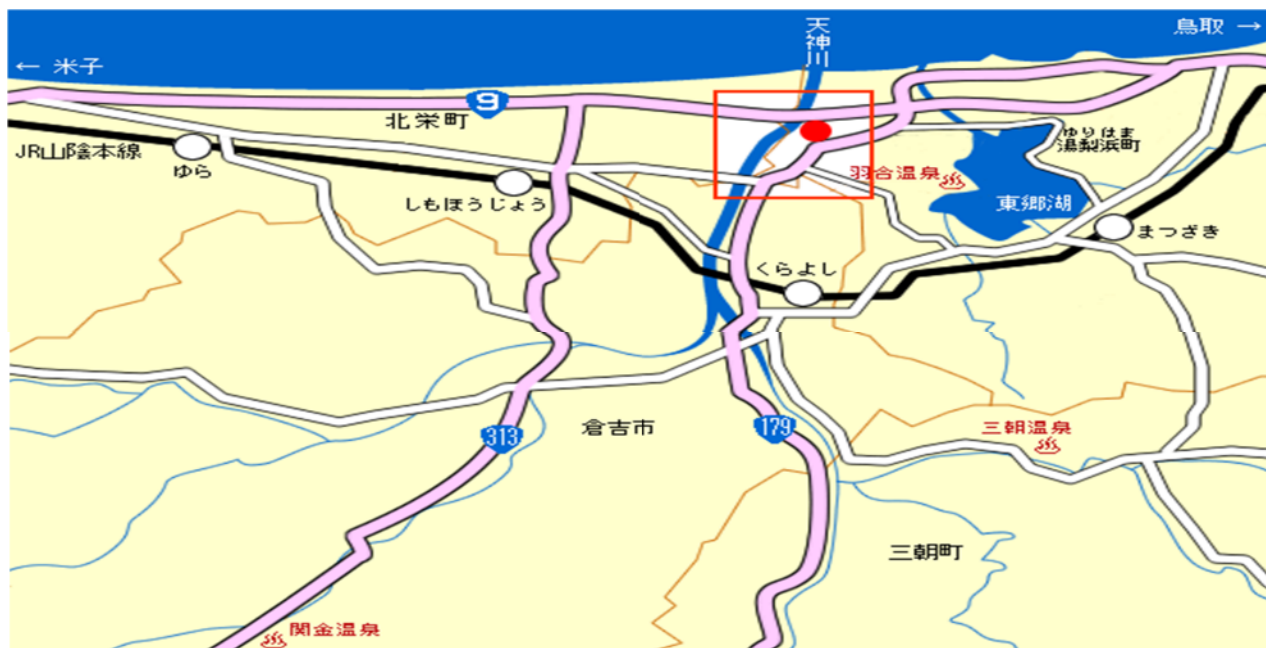
第16条 受注者は、本委託期間における業務が完了した時は、10日以内に業務完了通知書を発注者に提出しなければならない。

(疑義等の解決)

第17条 受注者は、本仕様書等に定める事項について疑義が生じた場合には、発注者と協議の上決定するものとする。

天神川流域下水道天神浄化センター 位置図

【広域】



【詳細】



脱水汚泥含有試験		
項 目	試 料 名	
	脱水汚泥 (令和5年11月14日 サンプリング)	
蒸 発 残 留 物	(%)	21.9
含 水 率	(%)	78.1
強 熱 残 留 物	(%)	7.9
強 熱 減 量	(%)	92.1
銅	(mg/kg)	490
亜 鉛	(mg/kg)	470
鉄	(mg/kg)	3,800
マ ン ガ ン	(mg/kg)	87
ク ロ ム	(mg/kg)	11
総 水 銀	(mg/kg)	0.2
カドミウム	(mg/kg)	<0.5
鉛	(mg/kg)	11
ひ 素	(mg/kg)	12
全 り ん	(%)	0.6
		・脱水汚泥は、SP脱水直後に採取したもの。 ・mg/kgは、乾燥重量当りである。

試験結果証明書

第 T550297-1 号
2024 年 1 月 18 日公益財団法人
鳥取県天神川流域下水道公社 殿(名称及び住所)
東和環境科学株式会社
〒730-0841 広島市中区舟入町6番5号
(事業所の名称、所在地)
東和環境科学株式会社 技術センター
〒734-0013 広島市南区出島二丁目10番37号

依頼者住所 鳥取県東伯郡湯梨浜町はわい長瀬1517

採取場所 スクリュープレス脱水直後

試験対象 汚泥(溶出試験)

採取者 持込

採取年月日 2023 年 12 月 11 日

受付年月日 2023 年 12 月 12 日

項目	単位	試料名 (検体名)	脱水汚泥	試験方法
アルキル水銀化合物	mg/L		検出せず	S. 46環告第59号付表3
水銀又はその化合物	〃		< 0.0005	〃 付表2
カドミウム又はその化合物	〃		< 0.001	JIS K 0102-55.3
鉛又はその化合物	〃		< 0.005	〃 -54.3
有機りん化合物	〃		< 0.1	S. 49環告第64号付表1
六価クロム化合物	〃		< 0.02	S. 48環告第13号別表第1
ひ素又はその化合物	〃		0.046	JIS K 0102-61.3
シアン化合物	〃		< 0.1	〃 -38.3
ポリ塩化ビフェニル	〃		< 0.0005	S. 46環告第59号付表4
トリクロロエチレン	〃		< 0.01	JIS K 0125-5.2
テトラクロロエチレン	〃		< 0.01	〃
ジクロロメタン	〃		< 0.02	〃
四塩化炭素	〃		< 0.002	〃
1,2-ジクロロエタン	〃		< 0.004	〃

備考 試料の調製は、S. 48環告第13号 (R. 2改正) 第1.1.イ、試料液の調製は第1.1.イに従って行った。
JIS K 0102 (2019年改正) JIS K 0125 (2016年改正)
S. 46環告第59号 (R. 5改正) S. 49環告第64号 (R. 4改正)
「検出せず」とは、定量下限値 (アルキル水銀化合物: 0.0005mg/L) を下回ることをいう。

検査責任者 廣津隆義



試験結果証明書

第 T550297-2 号
2024 年 1 月 18 日

公益財団法人
鳥取県天神川流域下水道公社 殿

(名称及び住所)
東和環境科学株式会社
〒730-0841 広島市中区舟入町 6 番 5 号
(事業所の名称、所在地)
東和環境科学株式会社 技術センター
〒734-0013 広島市南区出島二丁目10番37号

依頼者住所 鳥取県東伯郡湯梨浜町はわい長瀬1517

採取場所 スクリュープレス脱水直後

試験対象 汚泥（溶出試験）

採取者 持込

採取年月日 2023 年 12 月 11 日

受付年月日 2023 年 12 月 12 日

項目	単位	試料名 (検体名)	脱水汚泥		試験方法
1,1-ジクロロエチレン	mg/L		< 0.1		JIS K 0125-5.2
シス-1,2-ジクロロエチレン	//		< 0.04		//
1,1,1-トリクロロエタン	//		< 0.3		//
1,1,2-トリクロロエタン	//		< 0.006		//
1,3-ジクロロプロペン	//		< 0.002		//
チウラム	//		< 0.006		S. 46環告第59号付表5
シマジン	//		< 0.003		// 付表6(第1)
チオベンカルブ	//		< 0.02		//
ベンゼン	//		< 0.01		JIS K 0125-5.2
セレン又はその化合物	//		< 0.002		JIS K 0102-67.3
1,4-ジオキサン	//		< 0.005		S. 46環告第59号付表8
含水率	%		78.1		下水試験方法 5.1.6
			以 下	余 白	

備考 試料の調製は、S. 48環告第13号（R. 2改正）第1.1.イ、試料液の調製は第1.1.イに従って行った。
JIS K 0125（2016年改正） S. 46環告第59号（R. 5改正）
JIS K 0102（2019年改正） 下水試験方法（2012年版）

検査責任者 廣 津 隆 義

